明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一四）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**法務**一〇）　四
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（**経済産業**一四）　八

〔告　示〕
○史跡に指定する件（**文部科学**二四）　四一
○名勝に指定する件（**同**二五）　四三
○天然記念物に指定する件（**同**二六）　四四
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**二七）　四四
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**二八）　四四
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**二九）　四四
○名勝に地域を追加して指定する件（**同**三〇）　四五
○記念物を登録記念物に登録する件（**同**三一）　四五
○重要文化的景観に地域を追加し、名称を改める件（**同**三二）　四五
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（**厚生労働**六八）　四七
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（**同**六九）　四七
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（**同**七〇）　四八
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**同**七一）　四八
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**五七四）　四九
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**三三三～三三八、三四一～三四四）　五二
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**三三九）　五二
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**三四〇）　五二

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**
破産、免責関係　六一
**特殊法人等**
西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本放送協会入札、企業年金基金変更関係　五四
**地方公共団体**
解散命令、行旅死亡人関係　五五
**会社その他**
**会社決算公告**　五七